

被控訴人東京都 答弁書（要約）

平成20年5月14日

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 被控訴人東京都に係る部分は棄却。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 東京都の主張、事実などの認否は原審のとおり。

被控訴人石原の一連の発言が、名誉毀損にも、名誉感情の侵害にも業務妨害にも当たるものではないことは原判決が説示するとおり。